

諮問日：令和4年6月16日（令和4年度（情）諮問第6号）

答申日：令和4年11月24日（令和4年度（情）答申第23号）

件名：仙台地方裁判所において競売するために外部の不動産鑑定士に委託した不動産鑑定評価書等の文書の不開示判断（開示対象外）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「仙台地方裁判所が競売する為に、最底価格の参考等の為に、外部の不動産鑑定士に依頼した不動産鑑定評価書のうち任意の1通又は令和3年度で価格が最大のもの。（第1希望：鑑定評価基準の中の開発法適用、第2希望：その他）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、仙台地方裁判所長が、本件開示申出文書は司法行政文書の開示手続の対象とならないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、仙台地方裁判所長が令和4年5月9日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3（令和4年7月1日改正前の取扱要綱記第11の4）に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

不開示通知で「裁判事務に関する文書」と記載があります。私が請求しているのは、競売するために最低価格等を算出するためのものであり、裁判そのものに関するものではありません。当該文書は、取扱要綱記第1定義の「裁判所の職員が職務上取得した司法行政事務に関する文書であって、裁判所の職員が組織的に用いるもの」であります。この定義に当てはまらない懸念があるのは、推測するに、「司法行政事務」ではないとのことかと思われませんが、当該書類は、例として国有財産を競争入札するために参考価格を算出する各地方財務局

が行っている不動産鑑定と何ら変わるところがありません。従って「司法行政事務」には疑いがないと考えます。また、名古屋地方裁判所にも同じ内容で情報開示請求を行っているところ特定月日付けで「文書の探索及び精査に時間を要しているために、30日以内に開示又は不開示の通知をすることができない」旨の連絡があるため名古屋地方裁判所は、当該文書が司法行政文書であると認識していることとなっています。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 司法行政文書開示手続の対象となる司法行政文書とは、取扱要綱記第1において、「裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものをいう。」と定められている。そして、司法行政文書には、裁判事務に関する文書は含まれない。

2 苦情申出人は、開示を求めた文書は、競売するために最低価格等を算出するためのものであり、裁判そのものに関するものではない旨主張する。

この点、本件開示申出に係る文書としては、不動産競売事件において、執行裁判所が民事執行法58条に基づき、評価人に不動産を評価させ、その内容を記載させた文書（評価書）が考えられるところ、当該文書は、裁判事務に関する文書に該当するものであるから、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

3 なお、苦情申出人は、開示を求めた文書は、国有財産を競争入札するために参考価格を算出する各地方財務局が行っている不動産鑑定と何ら変わるところがなく司法行政文書であることに疑いがない旨主張するが、原判断庁において国有財産売却のための競売（競争入札）は行っていない。

4 おって、苦情申出人は、別の裁判所に対して同じ内容で司法行政文書開示申出を行っているところ、「文書の探索及び精査に時間を要しているため、30日以内に開示又は不開示の通知をすることができない」旨の連絡があったことから、同裁判所が、開示を求めた文書を司法行政文書であると認識している旨

主張するが、他の裁判所における検討内容は、原判断庁において本件開示申出に係る文書を司法行政文書として保有していることを裏付けるものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年6月16日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年10月14日 審議
- ④ 同年11月18日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 取扱要綱によれば、司法行政文書の開示手続の対象となる司法行政文書は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものとされている。よって、司法行政文書には、裁判事務に関する文書に該当するものは含まれない。

そこで検討すると、本件開示申出書に記載された内容に照らせば、本件開示申出に係る文書として、不動産競売事件において、執行裁判所が民事執行法58条に基づき、評価人に不動産を評価させ、その内容を記載させた文書（評価書）が考えられるところ、当該文書は、裁判事務に関する文書に該当するとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容は不合理とはいえない。

苦情申出人は、開示を求めた文書は、国有財産を競争入札するために参考価格を算出する各地方財務局が行っている不動産鑑定と何ら変わるところがないと主張するが、独自の見解であり、また、別の裁判所に対する司法行政文書の開示申出における当該裁判所の対応を指摘し、当該裁判所が開示を求めた文書を司法行政文書であると認識している旨主張するが、別の裁判所における対応は、原判断庁において本件開示申出に係る文書を司法行政文書として保有していることを裏付けるものではないから、いずれの主張も本件開示申出文書に関

する上記判断を左右するものではない。したがって、苦情申出人の上記主張を採用することはできない。

よって、本件開示申出文書は、裁判事務に関する文書であって司法行政文書には該当しないから、司法行政文書の開示手続の対象とならない。

2 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書は司法行政文書の開示手続の対象とならないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子